

第 1 5 0 8 号

発行所 甲府市役所
甲府市丸の内一丁目18番1号
発行人 甲府市
毎月5日発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日

甲 府 市 公 報

目 次

[規 則]

甲府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	3
甲府市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	11
市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	13
甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	15
甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	16
甲府市表彰条例施行規則の一部を改正する規則	17
甲府市契約規則の一部を改正する規則	18

[規 程]

甲府市工事請負等入札者指名選考委員会規程の一部を改正する規程	19
--------------------------------	----

[告 示]

包括外部監査契約の締結告示	20
甲府市簡易水道等事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を指定する旨の告示	21

固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨の告示	22
一般廃棄物の処理実施計画を定めた旨の告示	23
入札告示	24
予防接種実施公告	27
地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者の指定告示（15件）	31
配当計算書・充当通知書公示送達	46
入札告示	47
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（5件）	50
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	55
住民票を職権消除した者の公示	57
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	58
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	60
配当計算書・充当通知書公示送達	62
差押調書（謄本）公示送達	63
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	64
固定資産税・都市計画税納税通知書公示送達	66

住宅使用料督促状公示送達	67
開発行為に関する工事の完了公告（3件）	68
入札告示（2件）	71
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（4件）	77
地縁による団体の認可に伴う告示	81
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	82
入札告示（9件）	84
地方自治法第231条の2の3第3項の規定に基づく指定納付受託者の所在地変更の告示	111
犬又は猫の引取り告示（2件）	112
犬、猫等の収容告示	114
入札告示（4件）	115
指定障害児通所支援事業所に係る指定の取消公示	128
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	129
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（6件）	131
差押調書（謄本）公示送達	137
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	138
入札告示（3件）	140
配当計算書・充当通知書公示送達	149
犬、猫等の収容告示	150
犬又は猫の引取り告示	151
介護保険被保険者証無効告示	152
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	153
指定障害児通所支援事業者の指定公示	155
指定障害福祉サービス事業者の指定公示（2件）	156
指定障害児通所支援事業者の指定公示	158
道路区域の変更告示	159
道路の供用開始告示	160

[教育委員会]

甲府市立学校校舎等使用料条例に係る運動場照明施設使用料の納付事務の委託告示	161
入札告示（3件）	162

[選挙管理委員会]

選挙管理委員会委員長の決定告示	171
-----------------	-----

[監査委員]

包括外部監査人の監査事務を補助させることができる旨の告示	172
------------------------------	-----

[農業委員会]

甲府市農業委員会4月定例総会招集公告	173
--------------------	-----

[上下水道局]

甲府市水道事業給水条例施行規程及び甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部を改正する規程	174
下水道事業受益者負担金賦課対象区域を定めた旨の公告	184
指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託告示	185
入札告示（3件）	187
下水道事業受益者負担金賦課対象区域を定めた旨の公告	196

[任免辞令]

市長事務部局	198
教育委員会	206

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

規則

甲府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 4 3 号

甲府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

甲府市子ども・子育て支援法施行細則（平成 2 7 年 1 月規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（府令第 1 条の 4 の 5 の規定による通知等）

第 3 条 府令第 1 条の 4 の 5 の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 法第 1 0 条の 9 第 2 項に規定する妊婦給付認定（以下「妊婦給付認定」という。）をした場合 妊婦給付認定通知書（第 1 号様式）
- (2) 妊婦給付認定の申請を却下した場合 妊婦給付認定申請却下通知書（第 2 号様式）
- (3) 法第 1 0 条の 1 2 第 1 項に規定する妊婦支援給付金の額を決定した場合 妊婦支援給付金支払通知書（第 3 号様式）
- (4) 妊婦給付認定を取り消した場合 妊婦給付認定取消通知書（第 4 号様式）
- (5) 前各号に定めるもののほか支給に関する処分をした場合 市長が別に定める通知書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第 1 号及び第 3 号の規定による通知を併せて行うときは、妊婦給付認定通知書兼支払通知書（第 5 号様式）により通知するものとする。

- 3 法第10条の10に規定する妊婦給付認定者（以下「妊婦給付認定者」という。）が転出した場合には、当該転出した日（当該妊婦給付認定者が第1項第1号又は前項の規定による通知前に転出した場合には当該通知をした日）をもって、当該妊婦給付認定は、取り消されたものとする。この場合において、第1項第4号の規定による通知は要しないものとする。
- 附則の次に次の5様式を加える。

第1号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市長

妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

なお、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に甲府市外に転出した場合には、転出日をもって甲府市の妊婦給付認定は取消されます（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されず）。

また、取消しにより甲府市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

教示

上記の転出による取消の処分について不服があるときは、処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長

妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

却下した理由

教示

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市長

妊婦支援給付金支払通知書

妊婦支援給付金（1回目・2回目）については、次のとおり支払いますので通知します。

1. 支払予定日 年 月 日

2. 支払金額 円

第 4 号様式（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長

妊婦給付認定取消通知書

次のとおり、妊婦給付認定を取り消しましたので通知します。

1. 取消しの日 年 月 日

2. 取消しの理由

教示

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市長

妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

また、妊婦支援給付金（1回目・2回目）の支給について、次のとおり支払いますので通知します。

1. 支払予定日 年 月 日

2. 支払金額 円

なお、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に甲府市外に転出した場合には、転出日をもって甲府市の妊婦給付認定は取消されます。（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。）

また、取消しにより甲府市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

教示

上記の転出による取消の処分について不服があるときは、処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

甲府市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 4 4 号

甲府市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

甲府市クリーニング業法施行細則（平成 3 1 年 3 月規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (11) 亜塩素酸水消毒（遊離塩素濃度が 1 リットルにつき 2 5 ミリグラム以上の水溶液中に摂氏 2 0 度以上で 1 0 分間以上浸すもの又は遊離塩素濃度が 1 リットルにつき 5 0 ミリグラム以上の水溶液中に摂氏 1 0 度以上で 1 0 分間以上浸すものをいう。）

第 1 号様式注 2 及び第 2 号様式注 2 中「無店舗取扱店」を「無店舗取次店」に改める。

第 5 号様式の 2 注を次のように改める。

注 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。

- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師がいる場合はその氏名を記載した書類を添付すること。

第 6 号様式注に次のように加える。

- 3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師がいる場合はその氏名を記

載した書類を添付すること。

第7号様式注を次のように改める。

注1 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付すること。

2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師がいる場合はその氏名を記載した書類を添付すること。

第8号様式注を次のように改める。

注1 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付すること。

2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師がいる場合はその氏名を記載した書類を添付すること。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 4 5 号

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則（昭和 3 5 年 1 1 月規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表診察、検診関係の表中

「

健康診断料		算定方法により算定した額
-------	--	--------------

を

」

「

健康診断料		算定方法により算定した額
基本健康診断料	1 回	5, 9 1 0 円
基本人間ドック料	1 回	3 3, 6 3 7 円

に、

」

「

P F C—F D療法	感染症検査 (陰性)	1 回	1 7 0, 0 0 0 円
	感染症検査 (陽性)	1 回	1 8, 1 8 2 円

を

」

「

P F C—F D療法	感染症検査	1 回	1 2 1, 4 7 3 円
-------------	-------	-----	----------------

	(陰性)		
	感染症検査 (陽性)	1回	18,255円
P F C — F D (2.0)療法	感染症検査 (陰性)	1回	170,973円
	感染症検査 (陽性)	1回	18,255円

に

改め、別表予防接種関係の表に次のように加える。

带状疱疹ワクチン	1回	19,420円
----------	----	---------

附 則

この規則は、令和7年5月1日から施行する。

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 4 6 号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成 9 年 1 0 月規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 号様式中「1 7 条第 1 項」を「第 1 7 条第 1 項」に、

「

【住所確認等の照会に関する同意欄】

収入申告に関する入居者全ての住所確認等の住民基本台帳に関する全て を
について、担当職員が閲覧又は照会することを同意します。

」

「

【同意欄】

収入申告書に関する入居者全ての住民票関係情報及び税情報について、 に
必要な資料を閲覧又は照会することに同意します。

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月30日

甲府市長 樋口 雄 一

甲府市規則第47号

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年12月規則第84号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「8万1,290円」を「8万5,490円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「4万600円」を「4万2,700円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

甲府市表彰条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 4 8 号

甲府市表彰条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市表彰条例施行規則（昭和 4 1 年 3 月規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

甲府市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 4 9 号

甲府市契約規則の一部を改正する規則

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 1 項中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に、「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。

第 3 7 条第 1 項第 2 号中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改め、同項第 3 号中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に、「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。

別表 1 の項中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同表 2 の項中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同表 3 の項中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同表 4 の項中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改め、同表 6 の項中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

規 程

甲府市規程第 5 号

甲府市工事請負等入札者指名選考委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 4 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市工事請負等入札者指名選考委員会規程の一部を改正する規程

甲府市工事請負等入札者指名選考委員会規程（昭和 3 6 年 6 月規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

告示

甲府市告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和7年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
（1）氏 名 小野 正毅
（2）住 所 南アルプス市西野220番地8
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に応じて行う前金払い

甲府市告示第182号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項、第2項及び第3項の規定に基づき、甲府市簡易水道等事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定するため、告示する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 出納取扱金融機関 | 株式会社山梨中央銀行 |
| 2 | 収納取扱金融機関 | 株式会社三井住友銀行（口座振替に限る。）
株式会社りそな銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
中央労働金庫
山梨県民信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
笛吹農業協同組合
山梨みらい農業協同組合
株式会社ゆうちょ銀行（口座振替に限る。） |
| 3 | 指定年月日 | 令和7年4月1日 |

甲府市告示第 1 8 3 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 0 条第 1 項の規定によって決定した令和 7 年度の固定資産の価格等について固定資産課税台帳に登録したので、同法第 4 1 1 条第 2 項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市告示第 1 8 4 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号）の規定に基づき一般廃棄物の処理実施計画を定めたので、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年条例第 2 2 号）第 6 条第 2 項の規定により別紙のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市告示第185号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第1号 |
| (2) 業務名称 | 市営林道維持管理業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店若しくは本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 林道維持管理業務の受託実績を有する者又は平成27年4月1日以降に本市林道工事の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その当該処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和7年4月1日（火）～令和7年4月9日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和7年4月9日(水)については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和7年4月1日(火)～令和7年4月9日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和7年4月9日(水)については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年4月18日(金) 午後2時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1(控室:入札室2)

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「2 入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金: 免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100): 納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

（3）契約書作成の要否：要

（4）仕様説明会を行わない。

（5）その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により予防接種を実施するため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口雄一

1 実施内容

（1）期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

種類	対象者		場所
ロタウイルス	ロタ リックス®	生後 6 週に至った日の翌日から 生後 2 4 週に至る日の翌日までの間にある者	定期予防接種市内指定医療機関一覧 (別掲)
	ロタ テック®	生後 6 週に至った日の翌日から 生後 3 2 週に至る日の翌日までの間	
B 型肝炎	生後 1 歳に至るまでの間にある者		
H i b (ヒブ)	初回	生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者	
	追加		
小児の肺炎球菌	初回	生後 2 月から生後 6 0 月に至るまでの間にある者	
	追加		
四種混合 (D P T－I P V) 百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ	第 1 期初回	生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者	
	第 1 期追加		
五種混合 (D P T－I P V) 百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ H i b	初回	生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者	
	追加		

単独不活化ポリオ	第 1 期初回	生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者	定期予防接種 市内指定 医療機関一 覧 (別掲)
	第 1 期追加		
B C G (結核)	生後 1 歳に至るまでの間にある者		
麻しん風しん混合 (MR) 麻しん単独 風しん単独	第 1 期	生後 1 2 月から生後 2 4 月に至るまでの間にある者	
	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満であって 小学校就学前の 1 年間にある者	
水痘	生後 1 2 月から生後 3 6 月に至るまでの間にある者		
日本脳炎	第 1 期初回	生後 6 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者	
	第 1 期追加		
日本脳炎	第 2 期	9 歳以上 1 3 歳未満の者	
	特例※ ¹	平成 7 年 4 月 2 日から平成 1 9 年 4 月 1 日の間に生まれた者	
二種混合 (D T) ジフテリア 破傷風	第 2 期	1 1 歳以上 1 3 歳未満の者	
H P V (子宮頸がん等)	・ 1 2 歳となる日の属する年度の初日から 1 6 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 ・ 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの期間中に少なくとも 1 回以上接種した、平成 9 年 4 月 2 日から平成 2 1 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子（前述に掲げる女子を除く）		
高齢者肺炎球菌	・ 6 5 歳の者 ・ 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障がいをする者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者（身体障害者手帳 1 級相当）		高齢者肺炎球菌予防接種 市内指定 医療機関一 覧（別掲）

風しん	第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性	風しん第5期予防接種 市内医療機関等一覧 (別掲)
带状疱疹	・令和7年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳以上となる者 ・60歳以上65歳未満の者であってヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者（身体障害者手帳1級相当）		带状疱疹予防接種市内指定医療機関一覧（別掲）

※1 平成17年5月30日から平成22年3月31日にかけての積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の定期接種を受ける機会を逸した者への救済措置

(2) 期間：令和7年10月1日～令和8年2月28日

種類	対象者	場所
高齢者インフルエンザ	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの（身体障害者手帳1級相当）	高齢者インフルエンザ指定医療機関（別掲）
新型コロナウイルス感染症	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの（身体障害者手帳1級相当）	新型コロナワクチン指定医療機関（別掲）

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者

- (6) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (7) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者(その治療が完了したものを除く。)及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (8) 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る法第五条第一項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (9) その他、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

甲府市告示第187号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社 J A L U X
東京都港区南一丁目2番70号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

甲府市告示第188号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社JR東日本ネットステーション
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番11号
アグリスクエア新宿4F
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

甲府市告示第189号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社マイナビ
東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

甲府市告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ANAあきんど株式会社
東京都中央区日本橋二丁目14番1号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

甲府市告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
デジタルゲートビル10階
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

甲府市告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社アイモバイル
東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
関電不動産渋谷ビル8階
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

甲府市告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社さとふる
東京都中央区京橋二丁目二番一号
京橋エドグラン13階
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふさとと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

甲府市告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
SBペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

甲府市告示第195号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

甲府市告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

甲府市告示第197号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
 - ・山梨中銀デューシーカード株式会社
甲府市武田二丁目9番4号
 - ・三菱UFJニコス株式会社
東京都文京区本郷三丁目33番5号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

甲府市告示第198号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社静岡伊勢丹
静岡県静岡市葵区呉服町一丁目7番地
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

甲府市告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社一休
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

甲府市告示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリムゾンハウス
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

甲府市告示第201号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
アマゾンジャパン合同会社
東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

甲府市告示第202号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和7年4月3日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発第24373号
充当通知書 市民発第24374号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 入札番号 | (子契約) 第1号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市ヤングケアラー配食支援事業に係る弁当宅配業務 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

次の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 過去に弁当等の宅配又は配食サービスを行った実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) 本市における物品競争入札参加資格者にあつては、この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 本市の入札参加資格を有していない場合は、この公告の日から入札の日までの間に、国及び他の地方公共団体において、指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 法人にあつては、山梨県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては、山梨県内に事業所等を設けて事業を営んでいること。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（9）国税及び本店、支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

（1）配付期間 令和7年4月4日（金）～令和7年4月14日（月）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

（2）配付場所 甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎3階

電話055-237-5353

（3）配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。

（4）申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和7年4月4日（月）～令和7年4月14日（月）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎3階

電話055-237-5353

4 入札及び開札の日時及び場所

（1）日 時 令和7年5月12日（月） 午前10時00分

（2）場 所 甲府市役所本庁舎 4階 市民対話室

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 / 100 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 100 / 110 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、本契約は単価契約となるため、入札書に記載する金額は1件あたりの単価とすること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げる

いずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約単価に予定件数を乗じて得た額の10／100）：納付
ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を提携した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。なお、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第204号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 徳行本町自治会

2 変更事項

主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
所在地	甲府市徳行五丁目10番4号	甲府市徳行四丁目8番24号

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	和 出 進	有 井 博 文
代表者 住 所	甲府市徳行五丁目10番4号	甲府市徳行四丁目8番24号

3 変更年月日 令和7年3月23日

甲府市告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 東下条町自治会

2 変更事項

主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
所在地	甲府市東下条町391番地3	甲府市東下条町31番地1

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	興 水 俊 彦	大須賀 貢
代表者 住 所	甲府市東下条町391番地3	甲府市東下条町31番地1

3 変更年月日 令和7年3月16日

甲府市告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 和田町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	前 島 彰	田 中 龍 夫
代表者 住 所	甲府市和田町2774番地11	甲府市和田町650番地4

3 変更年月日 令和7年3月20日

甲府市告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 塩部第三自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	松 土 和 樹	深 沢 みつ江
代表者 住 所	甲府市大和町3番15号	甲府市塩部三丁目16番16号

3 変更年月日 令和7年3月22日

甲府市告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 中町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	中 込 孝	前 原 政
代表者 住 所	甲府市中町246番地4	甲府市中町206番地

3 変更年月日 令和7年3月20日

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和7年4月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市多文化共生推進計画2026策定支援業務

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務内容

「甲府市多文化共生推進計画2026策定支援業務委託仕様書」のとお

4 参加資格要件

本業務に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (8) 公告の日以前過去10年間に、国又は地方公共団体等が発注した計画策定等業務の履行実績を、元請けとして1件以上有していること。

5 手続等

- (1) 甲府市多文化共生推進計画2026策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要項（以下「公募型プロポーザル実施要項」という。）、甲府市多文化共生推進計画2026策定支援業務委託仕様書を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市市長直轄組織市長室国際交流課

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL: 055-237-5119 (直通)

FAX: 055-237-0097

電子メール: kkouryu@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第 2 1 0 号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、住民票を消除したので、同条第 4 項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 8 日

甲府市長 樋 口 雄 一

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申請書の提出を招請する。

令和7年4月9日

甲府市長 樋口 雄一

1 公募対象業務

- | | |
|----------|------------------------|
| (1) 業務名称 | 令和7年度人権啓発に関するパネル展等業務委託 |
| (2) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (3) 業務内容 | 仕様書による |

2 公募参加資格

次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に事務所等を設置し、人権啓発活動を実施している法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 市税等の滞納がない者であること。

3 参加申請の手続き等

(1) 申請書等の配付期間

令和7年4月9日（水）～令和7年4月23日（水）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前8時30分～午後5時

ただし、4月23日は午前8時30分～午後3時とする。

(2) 申請書等の配付場所

甲府市市民部市民総室人権男女参画課

甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号（甲府市役所本庁舎 4 階）
電話 055-237-5120

（3）申請書等の配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。

（4）申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和 7 年 4 月 9 日（水）～令和 7 年 4 月 23 日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前 8 時 30 分～午後 5 時

イ 場所 甲府市市民部市民総室人権男女参画課
甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号（甲府市役所本庁舎 4 階）
電話 055-237-5120

4 その他

その他参加申請に関する手続きや審査等に関する内容は、「令和 7 年度人権啓発に関するパネル展等業務委託に関する公募型プロポーザル募集要領」を参照すること。

甲府市告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年4月9日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市和戸町字長沢1072番21、1072番22、1072番27、
1080番1及び1080番5から1080番11まで
以上11筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、広場、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上石田四丁目12番1号
株式会社パナホーム山梨
代表取締役 竹内 純

甲府市告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年4月11日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字年代384番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県川崎市高津区溝口二丁目10番8号
株式会社アレーン
代表取締役 小林 義和

甲府市告示第214号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年4月11日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第7186号
充当通知書 福発第7186号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉総室健康保険課 |

甲府市告示第215号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年4月11日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本） 福発第6843号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉総室健康保険課 |

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和7年4月11日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

令和7年度甲府市国民健康保険保健事業等業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務概要

- (1) 医療費等分析作成業務
- (2) 糖尿病重症化予防業務
- (3) 受診勧奨通知業務（特定健診異常値放置者、生活習慣病治療中断者）
- (4) 多受診者指導業務
- (5) 多剤服薬者指導業務
- (6) ジェネリック医薬品の使用促進業務

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和7年度の甲府市の入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。
- (3)

本業務委託の公告の日から契約締結の日までの期間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本業務を的確に遂行するに足る能力、当該業務遂行に必要な技術及び、組織、人員体制を有する者であること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。また、暴力団員が経営に実質的に関与している企業等でないこと。
- (7) JISQ15001 規格に基づくプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001（JISQ27001）の認証を受けていること。
- (8) 直近1年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。

5 手続等

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、甲府市のホームページにて公表するため、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

福祉部福祉総室健康保険課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5373

メールアドレス：kokuminn@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第 2 1 7 号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたことから、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|-------------------------|
| 1 | 書類名 | 令和 7 年度固定資産税・都市計画税納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市役所市民部税務管理室資産税課 |

甲府市告示第218号

次の住宅使用料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和7年4月14日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 住宅使用料督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

甲府市告示第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年4月14日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市高室町字西河原360番2及び360番4
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市宮原町1249番地
サンライフ桜林Ⅱ－1号室
鈴木 肇
鈴木 佳香

甲府市告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年4月14日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市高室町字西河原360番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市石和町四日市場863番地1
サンライズハイツA202
山 田 樹 生
山 田 美 結

甲府市告示第221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年4月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下鍛冶屋町字整理地478番1及び479番3
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市住吉三丁目22番1号
長田マンション201
林 晃 司

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第149号 |
| (2) 業務名称 | 落石防止点検調査業務委託（R7） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
 - (2) 過去10年以内に、国又は地方公共団体が行う落石防止点検調査業務等を受託し、本委託業務と同規模以上の点検調査業務を履行した実績を有する者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和7年4月16日(水)～令和7年4月28日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和7年4月28日(月)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和7年4月16日(水)～令和7年4月28日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和7年4月28日(月)については、午後3時00分まで
イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
(1) 日 時 令和7年5月13日(火) 午前10時00分
(2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
(1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

（3）契約書作成の要否：要

（4）仕様説明会を行わない。

（5）その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (子契約) 第7号
- (2) 業務名称 甲府市ヤングケアラー配食支援事業に係る弁当宅配業務
- (3) 履行期間 令和7年6月2日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

次の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 過去に弁当等の宅配又は配食サービスを行った実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) 本市における物品競争入札参加資格者にあつては、この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 本市の入札参加資格を有していない場合は、この公告の日から入札の日までの間に、国及び他の地方公共団体において、指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 法人にあつては、山梨県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては、山梨県内に事業所等を設けて事業を営んでいること。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がある

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（９）国税及び本店、支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

３ 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

（１）配付期間 令和７年４月１６日（水）～令和７年４月３０日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前９時～午後５時

（２）配付場所 甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課
甲府市丸の内一丁目１８番１号 甲府市役所本庁舎３階
電話０５５－２３７－５３５３

（３）配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。

（４）申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和７年４月１６日（水）～令和７年４月３０日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前９時～午後５時

イ 場所 甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課
甲府市丸の内一丁目１８番１号 甲府市役所本庁舎３階
電話０５５－２３７－５３５３

４ 入札及び開札の日時及び場所

（１）日 時 令和７年５月２７日（火） 午前１０時００分

（２）場 所 甲府市役所本庁舎 ６階 入札室
甲府市丸の内一丁目１８番１号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

５ 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０／１００に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１００／１１０に相当する金額を入札書に記載すること。なお、本契約は単価契約となるため、入札書に記載する金額は１件あたりの単価とすること。

６ 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において２に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

７ 落札者の決定方法

甲府市契約規則第１２条第１項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

８ その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約単価に予定件数を乗じて得た額の10/100) 納付
ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を提携した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。なお、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第 2 2 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、
地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定
により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 増坪町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	石 原 正 章	望 月 立 弥
代表者 住 所	甲府市増坪町 1 2 番地	甲府市増坪町 1 0 3 番地 1

3 変更年月日 令和 7 年 3 月 2 3 日

甲府市告示第 2 2 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 上石田三丁目自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	斎 藤 重 歳	小 松 茂 仁
代表者 住 所	甲府市上石田三丁目 1 9 番 9 号	甲府市上石田三丁目 1 番 5 号

3 変更年月日 令和 7 年 4 月 1 日

甲府市告示第 2 2 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 元紺屋町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	石 山 実	壬 生 浩 之
代表者 住 所	甲府市元紺屋町 3 8 番地 1 3	甲府市元紺屋町 8 番地 6

3 変更年月日 令和 7 年 4 月 5 日

甲府市告示第 2 2 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、
地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定
により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 西田町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	中 安 正 議	藤 原 一 治
代表者 住 所	甲府市西田町 3 番 6 号	甲府市西田町 2 番 9 号

3 変更年月日 令和 7 年 4 月 1 3 日

甲府市告示第 2 2 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の地縁による団体として認可したので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名称

青葉町自治会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、防犯及び防火・防災活動等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

甲府市青葉町全域とする。

4 主たる事務所

この会は事務所を、青葉町 7 番 3 6 号におく。

5 代表者の氏名及び住所

代表者 石川 忠夫

住所 甲府市青葉町 1 番 8 号

6 認可年月日

令和 7 年 4 月 1 4 日

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申請書類及び企画提案書等の提出を招請する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 業務名
甲府市業務プロセス再構築（B P R）支援業務
- 2 業務内容
「甲府市業務プロセス最適化（B P R）支援業務委託仕様書」のとおり
- 3 履行期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 参加資格
本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。
 - (1) 本業務を的確に遂行するに足りる能力、当該業務遂行に必要な技術及び、組織、人員体制を有する者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定のいずれにも該当していない者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (4) 本業務委託の公告の日から契約締結の日までの期間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更正手続等及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 直近 1 年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。
 - (7) 本プロポーザルに参加しようとする者が令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までに完了した業務で、「人口 1 5 万人以上（実施年の 4 月 1 日時点）の普通地方公共団体からの B P R に係る業務委託（各所属の業務量調査や業務プロセスの可視化、改善策の提案、B P R に関する研修等を業務内容に含むもの）」の実績があること。
- 5 手続き
 - (1) 実施要領等の配布
公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、本市のホームページにて公表するため、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

総務部 総務総室 DX推進課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5214

メールアドレス：jkanri@city.kofu.lg.jp

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 入札番号 | 第77号 |
| (2) 物件名 | 小中学校生徒用机・椅子(新JIS)北地区 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年4月18日（金）～令和7年5月2日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和7年4月18日（金）～令和7年5月2日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年5月16日（金） 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 入札番号 | 第78号 |
| (2) 物件名 | 小中学校生徒用机・椅子(新JIS)西地区 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- (10) 令和7年4月18日公示第230号、契約番号77号「小中学校生徒用机・椅子(新JIS)北地区」の落札者でないこと。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和7年4月18日（金）～令和7年5月2日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和7年4月18日（金）～令和7年5月2日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年5月16日（金） 午後1時45分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同

じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 入札番号 | 第79号 |
| (2) 物件名 | 小中学校生徒用机・椅子(新JIS)東地区 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

- (10) 令和7年4月18日公示第230号、契約番号77号「小中学校生徒用机・椅子(新JIS)北地区」令和7年4月18日公示第231号、契約番号78号「小中学校生徒用机・椅子(新JIS)西地区」の落札者でないこと。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年4月18日(金)～令和7年5月2日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和7年4月18日(金)～令和7年5月2日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和7年5月16日(金) 午後2時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第233号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 入札番号 | 第80号 |
| (2) 物件名 | 小中学校生徒用机・椅子(新JIS)南地区 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- (10) 令和7年4月18日公示第230号、契約番号77号「小中学校生徒用机・椅子(新JIS)北地区」令和7年4月18日公示第231号、契約番号78

号「小中学校生徒用机・椅子(新JIS)西地区」令和7年4月18日公示第232号、契約番号79号「小中学校生徒用机・椅子(新JIS)東地区」の落札者でないこと。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和7年4月18日(金)～令和7年5月2日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和7年4月18日(金)～令和7年5月2日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年5月16日(金) 午後2時15分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第234号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 入札番号 | 第81号 |
| (2) 物件名 | 循環型シャワーキット |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年4月18日（金）～令和7年5月2日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和7年4月18日（金）～令和7年5月2日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年5月16日（金） 午後2時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第235号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 入札番号 | 第82号 |
| (2) 物件名 | 簡易ベッド |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年4月18日（金）～令和7年5月2日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和7年4月18日(金)～令和7年5月2日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年5月16日(金) 午後2時45分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第236号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 入札番号 | 第83号 |
| (2) 物件名 | ワンタッチパーティション |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年4月18日（金）～令和7年5月2日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和7年4月18日(金)～令和7年5月2日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年5月16日(金) 午後3時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第237号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 入札番号 | 第84号 |
| (2) 物件名 | 段ボールベッド |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年4月18日（金）～令和7年5月2日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和7年4月18日(金)～令和7年5月2日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年5月16日(金) 午後3時15分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 契約番号 | (業務委託) 第175号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市新型インフルエンザ等対策行動計画
改定支援業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「調査・研究」で登録されている者であること。
- (3) 地方公共団体において、保健、福祉、防災に関する計画策定業務の受託実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (9) 国税及び市区町村税を滞納していないこと。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年4月18日(金)～令和7年4月30日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市市長直轄組織危機管理室危機管理課
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎4階
電話055-237-5247
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和7年4月18日(金)～令和7年4月30日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市市長直轄組織危機管理室危機管理課
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎4階
電話055-237-5247
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和7年5月22日(木) 午前11時
- (2) 場所 甲府市役所
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎4階 市民対話室
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

（3）契約書作成の要否：要

（4）仕様説明会を行わない。

（5）その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第239号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により次のとおり指定納付受託者が住所変更したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和7年4月21日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社JR東日本ネットステーション
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号
SOUTHGATE新宿 9階
- 2 変更の内容
事務所移転に伴う住所変更
- 3 変更日
令和7年4月21日

甲府市告示第 2 4 0 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 7 年 4 月 2 4 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市長松寺町地内
- 2 犬又は猫の別：猫 4 頭
- 3 種類：雑種
- 4 性別：性別不明
- 5 毛の色：黒 1 頭、サバトラ 3 頭
- 6 その他の特徴：1 週齢位、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第 2 4 1 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 7 年 4 月 2 4 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市上今井町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：甲斐犬風
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：黒茶
- 6 その他の特徴：成犬、首輪あり（茶色、革製）、マイクロチップなし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第242号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和7年4月30日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和7年4月22日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市中小河原町地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：黒
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし、マイクロチップなし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第 2 4 3 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 7 年 4 月 2 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(土木) 1 号	
工事名		湯平小規模治山工事 (余フ)	
工事場所		甲府市御岳町 地内	
工事概要	1	工事内容	簡易流木留工 N = 1 基
	2	工期	令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 7 年 5 月 2 2 日から令和 7 年 7 月 1 8 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 (税込み)	1 2, 8 5 9, 0 0 0 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	6	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資 格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1 件の工事請負額が、 6 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 2 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を

			各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年5月8日
	3	申請書受付開始日	令和7年4月23日
	4	申請書受付締切日	令和7年5月8日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年5月14日
	6	設計図書配付開始日	令和7年4月23日
	7	設計図書配付締切日	令和7年5月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年5月15日
	10	入札及び開札日時	令和7年5月21日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年5月16日 午後5時まで
	2	回答	令和7年5月19日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	

契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市告示第244号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和7年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		(建築) 5号	
工事名		遊亀公園附属動物園第Ⅱ期整備（建築主体）工事	
工事場所		甲府市太田町10番1号	
工事概要	1	工事内容	【ゾウ舎】 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）平家建て 延べ面積228.67㎡（新築・改修） 【中型サル舎】 鉄筋コンクリート造 平家建て 延べ面積45.28㎡（改修） 【チンパンジー舎】 鉄筋コンクリート造、鉄骨造 2階建て 延べ面積126.62㎡（増築・改修） 【ヤマアラシ舎】 鉄筋コンクリート造 平家建て 延べ面積29.12㎡（新築） 【休憩棟】 木造 平家建て 延べ面積44.71㎡（新築） 【トイレ棟】 木造 平家建て 延べ面積66.66㎡（新築） 【レッサーパンダ舎】 鉄筋コンクリート造 平家建て 延べ面積211.78㎡（新築） 【テナガザル舎】 鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積72.83㎡（新築） 【ルリコンゴウインコ・カメ舎】 木造、鉄骨造 平家建て

			延べ面積 69.93 m ² (新築) 【バク放飼場】 鉄筋コンクリート造 平家建て 延べ面積 48.10 m ² (改修) 【ペンギン・フラミンゴ舎】 鉄筋コンクリート造、鉄骨造 平家建て 延べ面積 53.29 m ² (新築) 【カワセミ舎】 鉄骨造 平家建て 延べ面積 11.99 m ² (新築) 【フクロウ舎】 鉄骨造 平家建て 延べ面積 9.00 m ² (新築) 【その他新設】 ハクチョウ舎、ヘビ舎 ・付帯外構工事一式 ・サイン工事一式 ・解体工事一式	
	2	工期	令和9年3月30日まで	
	3	予定価格 (税込み)	1,636,800,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務		適用
	5	週休2日制適用工事		適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	建築一式 次の3者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体 AAA3者又はAAB3者 代表構成員：特定建設業の許可	
	3	同種工事施工実績	公共施設等の建築工事 ただし、1件の工事請負額が、6億円以上の実績に限る。 共同企業体の代表構成員が元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。	

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型 (Ⅱ)
	2	加算点の満点	30
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年5月8日
	3	申請書受付開始日	令和7年4月23日
	4	申請書受付締切日	令和7年5月8日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年5月14日
	6	設計図書配付開始日	令和7年4月23日
	7	設計図書配付締切日	令和7年5月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年5月15日
	10	入札日時	令和7年5月21日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和7年5月26日
	12	開札日時	令和7年5月30日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和7年6月2日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで (落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年5月16日 午後5時まで
	2	回答	令和7年5月19日

価格以外の 評価に関する 照会	1	質問	令和 7 年 5 月 2 8 日まで
	2	回答	令和 7 年 5 月 2 9 日
価格以外の評価 を修正した場合		公表	令和 7 年 5 月 2 9 日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の 1 0 / 1 0 0 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査 制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
	部分払		請求できる。
年度支払限度額	令和 7 年度		6 5 4 , 7 2 0 , 0 0 0 円
	令和 8 年度		残金
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒 4 0 0 - 8 5 8 5 甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 1 2 4	

甲府市告示第 2 4 5 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 7 年 4 月 2 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(管) 2 号	
工事名		甲府商科専門学校 A 棟第 1 ・第 2 パソコン実習室他空調設備 取替工事	
工事場所		甲府市西下条町 1 0 2 0 番地	
工事概要	1	工事内容	空調設備工事 一式 ・ P 2 2 4 形室外機 1 台 ・ P 2 8 0 形室外機 3 台 ・ 室内機 2 2 台
	2	工期	令和 7 年 7 月 7 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 4 , 9 4 9 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	非適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A 又は B
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事 ただし、1 件の工事請負額が、 7 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 2 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績

			は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年5月8日
	3	申請書受付開始日	令和7年4月23日
	4	申請書受付締切日	令和7年5月8日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年5月14日
	6	設計図書配付開始日	令和7年4月23日
	7	設計図書配付締切日	令和7年5月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年5月15日
	10	入札及び開札日時	令和7年5月21日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年5月16日 午後5時まで
	2	回答	令和7年5月19日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる。

	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市告示第 2 4 6 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 7 年 4 月 2 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(解体) 3 号	
工事名		千塚分団本部拠点施設解体工事	
工事場所		甲府市千塚一丁目 1 8 4 2 の一部	
工事概要	1	工事内容	構造：鉄骨造 2 階建て 規模：延べ面積 2 6 8 . 2 8 m ² 用途：消防団詰所
	2	工期	令和 7 年 7 月 3 1 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 3 , 8 1 6 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	解体 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 7 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の解体工事 ただし、1 件の工事請負額が、 6 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 2 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年5月8日
	3	申請書受付開始日	令和7年4月23日
	4	申請書受付締切日	令和7年5月8日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年5月14日
	6	設計図書配付開始日	令和7年4月23日
	7	設計図書配付締切日	令和7年5月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年5月15日
	10	入札及び開札日時	令和7年5月21日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年5月16日 午後5時まで
	2	回答	令和7年5月19日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる。
		中間前金払	請求できる。

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124
--------	---

甲府市告示第 2 4 7 号

児童福祉法（昭和 2 2 年 1 2 月 1 2 日法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業所に係る指定を取り消したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 第 1 項第 3 号の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 2 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 事業者の名称及び事務所の所在地
特定非営利活動法人 青波
甲府市住吉四丁目 1 3 番 2 8 号
- 2 指定等に係る事業所の名称及び所在地
わんはーと
甲府市住吉四丁目 1 3 番 2 8 号
- 3 指定年月日
平成 2 9 年 2 月 1 日
- 4 指定等に係る事業の種類
放課後等デイサービス
- 5 事業の主たる対象者
特定なし
- 6 事業所番号
1 9 5 0 1 0 1 9 5 4
- 7 指定取消の理由
 - (1) 不正請求（児童福祉法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項第 6 号）
サービスの提供に必要な人員基準を満たしていないにもかかわらず、適正に配置しているものとして、サービス提供職員欠如減算を適用せずに給付費を請求し、受領した。
また、児童指導員等加配加算の算定に必要な人員を満たしていないにもかかわらず、適正に配置しているものとして、当該加算を請求し、受領した。
 - (2) 不正又は著しい不当な行為（児童福祉法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 1 号）
実際には勤務していない者又は常勤でない者を常勤で勤務しているかのように装うため、虚偽の勤務表及びタイムカードを作成し、市に提出した。

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申請書類及び企画提案書等の提出を招請する。

令和7年4月24日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 業務名
次期こうふDO計画基本計画策定等支援業務
- 2 業務内容
「次期こうふDO計画基本計画策定等支援業務 業務仕様書」のとおりに従うこと。
- 3 履行期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- 4 参加資格
本公募型プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
 - (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
 - (5) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。本市に営業所等がある場合については、甲府市税の未納がないこと。
 - (6) 中央省庁、もしくは地方自治体において、直近3年以内に中核市と同程度又はそれ以上の規模の情報システムに係る計画策定、もしくは調達支援を行った実績を2件以上有すること。
 - (7) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - (8) 品質管理体制について、ISO9001又は同等の品質マネジメントシステムを確立していること。
 - (9) 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC 27001」又は「ISMS」の認証、または「JIS Q 15001」を基準としたプライバシーマーク認証を取得していること。

5 手続き

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、本市のホームページにて公表するため、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

総務部 総務総室 DX推進課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5214

メールアドレス：jkanri@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第 2 4 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 西下条自治会

2 変更事項

主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
所在地	甲府市西下条町 8 9 8 番地	甲府市西下条町 7 7 0 番地

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	里 吉 勝	長 田 工
代表者 住 所	甲府市西下条町 8 9 8 番地	甲府市西下条町 7 7 0 番地

3 変更年月日 令和 7 年 3 月 2 2 日

甲府市告示第 2 5 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、
地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定
により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 高畑北部自治会

2 変更事項

主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
所在地	甲府市高畑一丁目 6 番 1 7 号	甲府市高畑一丁目 1 6 番 3 号

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	斉 藤 一 彦	牧 野 憲 雄
代表者 住 所	甲府市高畑一丁目 6 番 1 7 号	甲府市高畑一丁目 1 6 番 3 号

3 変更年月日 令和 7 年 4 月 5 日

甲府市告示第 2 5 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 西高橋町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	萩 原 聡	内 藤 周 夫
代表者 住 所	甲府市西高橋町 3 3 8 番地	甲府市西高橋町 3 3 2 番地

3 変更年月日 令和 7 年 3 月 2 3 日

甲府市告示第 2 5 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 高室町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	高 室 昭 彦	中 澤 孝 成
代表者 住 所	甲府市高室町 7 2 1 番地	甲府市高室町 7 3 9 番地

3 変更年月日 令和 7 年 4 月 1 日

甲府市告示第253号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 名 称 下小河原自治会

2 変更事項

主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
所在地	甲府市下小河原町155番地1	甲府市下小河原町462番地1

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	藤 卷 一 雄	大 勝 千 幸
代表者 住 所	甲府市下小河原町155番地1	甲府市下小河原町462番地1

3 変更年月日 令和7年3月20日

甲府市告示第 2 5 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、
地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定
により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 若松町北部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	坂 本 雅 哉	原 田 洋 二
代表者 住 所	甲府市青沼一丁目 5 番 3 号	甲府市若松町 6 番 4 6 号

3 変更年月日 令和 7 年 3 月 3 1 日

甲府市告示第255号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和7年4月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-----------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）市民発第20079号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

甲府市告示第256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年4月25日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上阿原町字整理地71番7、71番17及び71番18
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市宝一丁目19番12号
シェモワココ101
長 田 拓 也
長 田 遥 香

甲府市告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年4月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市増坪町字沼673番1及び673番4から673番12まで
以上10筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ごみ集積所及び消防施設
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目22番1号
西甲府住宅株式会社
代表取締役 福井 英治

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第222号 |
| (2) 業務名称 | 北新団地A号館外消防用設備保守点検業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月19日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備士免状の交付を受けている者、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者、防火設備検査員等）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年4月25日(金)～令和7年5月12日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和7年5月12日(月)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和7年4月25日(金)～令和7年5月12日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和7年5月12日(月)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和7年5月23日(金) 午前9時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第223号 |
| (2) 業務名称 | 里吉団地外消防用設備保守点検業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月19日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備士免状の交付を受けている者、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者、防火設備検査員等）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年4月25日(金)～令和7年5月12日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和7年5月12日(月)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和7年4月25日(金)～令和7年5月12日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和7年5月12日(月)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和7年5月23日(金) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 契約番号 | (業務委託) 第230号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市災害時受援計画及び事業継続計画改定業務 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「情報・通信」または「調査・研究」で登録されている者であること。
- (3) 過去5年間に日本国内地方自治体において、受援計画及び事業継続計画の計画策定または改定業務について受託実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (9) 国税及び市区町村税を滞納していないこと。

- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年4月25日(金)～令和7年5月12日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市市長直轄組織危機管理室危機管理課
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎4階
電話055-237-5247
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和7年4月25日(金)～令和7年5月12日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市市長直轄組織危機管理室危機管理課
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎4階
電話055-237-5247
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和7年5月22日(木) 午前10時
- (2) 場 所 甲府市役所
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎4階(市民対話室)
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10／100)
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくす

る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第261号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年4月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第7134号
充当通知書 福発第7134号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉総室健康保険課 |

甲府市告示第262号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和7年5月7日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和7年4月28日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市国母地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：黒・白
- 6 その他の特徴：子猫、首輪なし、マイクロチップなし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第 2 6 3 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 7 年 5 月 1 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 7 年 4 月 2 8 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市徳行二丁目地内
- 2 犬又は猫の別：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：サバ白
- 6 その他の特徴：1 か月齢位、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第264号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和7年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和7年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

「(仮称) 甲府市子ども応援拠点施設」における効果的な運営方法の具現化に向けた支援等業務

2 業務概要

“こどもを中心に様々な世代が交流する”複合施設の整備にあたり、ソフトとハードの関係性を強めた効率的な施設整備の実現と効果的な運営方法の具現化に向け、本市の財政負担の軽減策を講じながら、本施設の整備に係る準備業務を包括的に支援する。

3 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和8年3月31日(火)までとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 本市における物品競争入札参加資格者にあつては、この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていないこと。
- (7) 本市の入札参加資格を有していない場合は、この公告の日から入札の日までの間に、国及び他の地方公共団体において、指名停止の措置を受けている日が含まれていないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。本市に営業所等がある場

合については、甲府市税の未納がないこと。

(9) 本業務に類似する十分な実績を有していること。

5 手続等

(1) 実施要項、企画提案書、各種様式等を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 参加表明書及び企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については、実施要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-288-0351 (直通)

FAX 055-237-5356

電子メール kodomosomu@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第266号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の2第1号の規定により公示する。

令和7年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	株式会社 S u n S
2	事業者の所在地	甲府市飯田四丁目4番4号
3	事業所名	かぐらきっず ジュニア
4	事業所の所在地	甲府市飯田四丁目4番4号
5	事業の種類	児童発達支援
6	主たる対象者	重症心身障害以外
7	指定事業所番号	1 9 5 0 1 0 1 8 5 5
8	指定年月日	令和7年5月1日

甲府市告示第 2 6 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 号の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1	事業者名	株式会社アーネスト
2	事業者の所在地	甲府市中央四丁目 8 番 8 号
3	事業所名	エルネスト訪問介護
4	事業所の所在地	甲府市中央四丁目 8 番 8 号
5	事業の種類	居宅介護 重度訪問介護
6	主たる対象者	居宅介護：特定なし 重度訪問介護：特定なし
7	指定事業所番号	1 9 1 0 1 0 4 1 3 0
8	指定年月日	令和 7 年 5 月 1 日

甲府市告示第268号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和7年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | 事業者名 | 社会福祉法人山梨ライトハウス |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市下飯田二丁目10番1号 |
| 3 | 事業所名 | 多機能型通所事業所青い鳥 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市下飯田二丁目7番23号
コーポラス佐野B1-2 |
| 5 | 事業の種類 | 生活介護
就労継続支援B型
短期入所 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910104155 |
| 8 | 指定年月日 | 令和7年5月1日 |

甲府市告示第269号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の2第1号の規定により公示する。

令和7年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	有限会社 タケマサ商事
2	事業者の所在地	甲府市塩部三丁目13番3号
3	事業所名	多機能型事業所 あおば
4	事業所の所在地	甲府市東下条町121番地5
5	事業の種類	放課後等デイサービス
6	主たる対象者	重症心身障害児
7	指定事業所番号	1950104149
8	指定年月日	令和7年5月1日

甲府市告示第 2 7 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和 7 年 5 月 1 4 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 2 2
- 3 路線名 金手東青沼線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市城東四丁目 9 9 番 3 地先から甲府市朝気一丁目 9 3 0 番 2 地先まで	5 . 3 ~ 8 . 5	4 9 . 0
新	甲府市城東二丁目 3 6 9 番 3 地先から甲府市城東二丁目 7 9 1 番 1 地先まで	5 . 3 ~ 1 4 . 8	5 3 . 0

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 7 9
- 3 路線名 梅ヶ坪蓬沢線
- 4 道路の区域

旧新の 別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市城東四丁目 9 8 番 8 地先から甲府市城東四丁目 9 8 番 3 地先まで	4 . 6 ~ 4 . 6	1 2 . 6
新	甲府市城東四丁目 9 9 番 3 地先から甲府市城東四丁目 9 8 番 3 地先まで	4 . 6 ~ 6 . 3	1 2 . 6

甲府市告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和7年5月14日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月30日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	金手東青沼線	甲府市城東二丁目 369番3地先から 甲府市城東二丁目 791番1地先まで	53.0	令和7年 4月30日
市道	梅ヶ坪蓬沢線	甲府市城東四丁目 99番3地先から 甲府市城東四丁目 98番3地先まで	12.6	令和7年 4月30日

教育委員会

甲府市教育委員会告示第 17 号

地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、甲府市立学校校舎等使用料条例に係る運動場照明施設使用料の納付事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲府市教育委員会
教育長 松田 昌樹

- 1 委託する相手方
所 在 別紙のとおり
名 称 別紙のとおり
- 2 委託する期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
- 3 委託する事務
学校開放事業に係る運動場照明施設使用料の納付事務

甲府市教育委員会告示第18号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月11日

甲府市教育委員会
教育長 松田昌樹

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 入札番号 | (賃貸借) 第21号 |
| (2) 業務名称 | 児童生徒1人1台端末用WEBフィルタリングソフトウェアライセンス賃貸借 |
| (3) 履行期間 | 令和7年6月1日から令和8年5月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「事務用品」若しくは「情報・通信」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (8) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年4月11日(金)～令和7年4月21日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会学事課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和7年4月11日(金)～令和7年4月21日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市教育委員会学事課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
電話 055-223-7322
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和7年5月16日(金) 午後2時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

（3）契約書作成の要否：要

（4）仕様説明会を行わない。

（5）その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市教育委員会告示第19号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月24日

甲府市教育委員会
教育長 松田昌樹

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第113号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市立図書館植栽管理業務 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「種苗・造園」で登録されている者であること。
- (3) 事業協同組合とその組合員は、同時に入札に参加することはできない。なお、事業協同組合が入札に参加する場合は、組合員を所属しているものとして参加することができる。
- (4) 協会とその協会員は、同時に入札に参加することはできない。なお、協会が入札に参加する場合は、協会員を所属しているものとして参加することができる。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立
がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、
競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (10) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年4月24日（木）～令和7年5月7日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホーム
ページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入
手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和7年4月24日（木）～令和7年5月7日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
電話 055-223-7320
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和7年5月23日（金） 午前9時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の
10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があ
るときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、
入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見
積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽
の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げる
いずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範
囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に
国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくす
る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、
契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市教育委員会告示第20号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月24日

甲府市教育委員会
教育長 松田昌樹

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第228号 |
| (2) 業務名称 | 学校給食用小荷物専用昇降機保守点検業務 |
| (3) 履行期間 | 令和7年6月1日から令和10年5月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「建物管理」で登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和7年4月24日（木）～令和7年5月7日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。

- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和7年4月24日(木)～令和7年5月7日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

電話 055-223-7320

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年5月23日(金) 午前10時30分

- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

9 その他

- (1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金(契約金額の10／100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

（3）契約書作成の要否：要

（4）仕様説明会を行わない。

（5）その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第 4 号

甲府市選挙管理委員会規程第 7 条の規定により委員長を次のとおり決定した。

令和 7 年 4 月 1 日

甲府市選挙管理委員会
委員長 原 栄 治

委員長就任年月日	住 所	氏 名
令和 7 年 4 月 1 日	甲府市	原 栄 治

【任期：令和 1 0 年 3 月 2 2 日まで】

監査委員

甲府市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定により、
包括外部監査人關本喜文の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調った
ので、次のとおり告示する。

令和7年4月30日

甲府市監査委員 塚 原 工
同 雨 宮 均
同 鮫 田 光 一

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
高岡 敏夫	長野県松本市蟻ヶ崎台9番3号	令和7年5月1日～ 令和8年3月31日
加藤 隆博	山梨県南アルプス市飯野3456番地 4	令和7年5月1日～ 令和8年3月31日
前田 晋吾	山梨県甲府市塩部三丁目2番7号 901	令和7年5月1日～ 令和8年3月31日
馬場 健治	山梨県甲府市上阿原町838番地10	令和7年5月1日～ 令和8年3月31日

農業委員会

甲府市農業委員会告示第4号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づく甲府市農業委員会4月定例総会を、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により、令和7年4月25日午後2時00分に甲府市中道公民館において開催し、付議すべき事項について審議することを公告する。

令和7年4月18日

甲府市農業委員会会長 柿 嶋 敦

付議すべき事項

- 1 農地法第3条による競・公売適格証明願について
- 2 農地法第5条による競・公売適格証明願について
- 3 農地法に基づく申請・届出等について
- 4 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することについて

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第 15 号

甲府市水道事業給水条例施行規程及び甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式
を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 4 月 25 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

第 1 条 甲府市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年 2 月管理規程第 1 号）の一
部を次のように改正する。

第 9 号様式その 3（第 10 条関係）を次のように改める。

(1 枚目)

【金融機関用】

甲府市上下水道局 水道使用申込書 申込日 年 月 日

別添の記入例を参考に、※枠欄にご記入を お名前 甲府市水道事業給水条例並びに甲府市水道事業給水条例施行規則第10条の2の2に基づき、内閣については、甲府市上下水道局のホームページ等をご確認ください。

使用開始日	年 月 日	〒	※各種お支払い・領収の書類を水道使用場所以外の住所に郵送をご希望される場合はご記入ください。
位 置 (水道使用場所)	〒		送付地 住 所
アパート・マンション名			
フリガナ			
氏 名 (会社名)	◎		
フリガナ			フリガナ
電話番号 (電話番号：自宅・会社・携帯・その他())	()		
フリガナ			宛 名
フリガナ			()
フリガナ			電話番号 (電話番号：自宅・会社・携帯・その他())
フリガナ			()

水道料金・下水道使用料のお支払い方法について

口座振替 ※口座振替を希望するお客は、裏面の「甲府市上下水道局指定金融機関」を参考に記入をお願いします。 ※口座振替を選択された場合は、手続完了まで2か月程度かかる場合がありますので、その間は納入通知書でのお支払いとなります。	振替振込日 甲府市上下水道局の指定する日 (振込日) (金融機関休業日の場合は翌営業日)
納入通知書 クレジット払い	《クレジット払い申込みコード》

※口座振替を希望するお客は、裏面の「甲府市上下水道局指定金融機関」を参考に記入をお願いします。
※口座振替を選択された場合は、手続完了まで2か月程度かかる場合がありますので、その間は納入通知書でのお支払いとなります。

水道料金等口座振替依頼書(自動払込利用申込書)

※水道料金等を各金融機関の預貯金口座から口座振替の方法にて納めたいので裏面に記入をお願いします。

銀行等	金融機関名	銀行・金融 組合・農協	本店(市・支店(市)) 支店所
	預金口座	金融機関コード	口座コード
	フリガナ	1. 普通(総合口座) 2. 当 座	
	口座名義人	口座番号(右2つで記入)	

ゆうちょ銀行	通帳記号番号	種別コード	契約種別コード	通 帳 記 号	の	通 帳 記 号(右2つで記入)
	フリガナ	166(新規) 22				
	口座名義人	[住所、アパート・マンション名] 〒				
	口座名義人 [住所]	[電話番号：自宅・会社・携帯・その他()]				

申込先口座番号：00420-8-960046	申込先加入者名：甲府市上下水道局
開始年月： 年 月	

注：「銀行等」又は「ゆうちょ銀行」のどちらかにご記入ください。(※「ゆうちょ銀行」をご利用の場合は自動払込み規定が適用されます。)

この依頼書に不備がありましたら不備理由に ○印をつけて、戻りには上下水道局に送附して ください。(※到着後5日以内に送附してください。)	振 替 金 庫 振 込 支 付 印 (受取印は別添)
振 替 金 庫 振 込 支 付 印 (受取印は別添)	振 替 金 庫 振 込 支 付 印 (受取印は別添)

付ルート：甲府市上下水道局 ⇒ 金融機関(支店・事務センター) ⇒ 甲府市上下水道局
〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話 055-228-3311(代表) 甲府市上下水道局
甲府市上下水道局ホームページアドレス <https://www.water.kofu.yamanashi.jp/>

(2 枚目)

【甲府市上下水道局用】

甲府市上下水道局 水道使用申込書 申込日 年 月 日

別添の記入例を参考に、※枠欄にご記入を お名前 甲府市水道事業給水条例並びに甲府市水道事業給水条例施行規則第10条の2の2に基づき、内閣については、甲府市上下水道局のホームページ等をご確認ください。

使用開始日	年 月 日	〒	※各種お支払い・領収の書類を水道使用場所以外の住所に郵送をご希望される場合はご記入ください。
位 置 (水道使用場所)	〒		送付地 住 所
アパート・マンション名			
フリガナ			
氏 名 (会社名)	◎		
フリガナ			フリガナ
電話番号 (電話番号：自宅・会社・携帯・その他())	()		
フリガナ			宛 名
フリガナ			()
フリガナ			電話番号 (電話番号：自宅・会社・携帯・その他())
フリガナ			()

水道料金・下水道使用料のお支払い方法について

口座振替 ※口座振替を希望するお客は、裏面の「甲府市上下水道局指定金融機関」を参考に記入をお願いします。 ※口座振替を選択された場合は、手続完了まで2か月程度かかる場合がありますので、その間は納入通知書でのお支払いとなります。	振替振込日 甲府市上下水道局の指定する日 (振込日) (金融機関休業日の場合は翌営業日)
納入通知書 クレジット払い	《クレジット払い申込みコード》

甲府市上下水道局指定 水道料金等口座振替申込書(自動払込受付通知書)

※水道料金等を各金融機関の預貯金口座から口座振替の方法にて納めたいので裏面に記入をお願いします。

銀行等	金融機関名	銀行・金融 組合・農協	本店(市・支店(市)) 支店所
	預金口座	金融機関コード	口座コード
	フリガナ	1. 普通(総合口座) 2. 当 座	
	口座名義人	口座番号(右2つで記入)	

ゆうちょ銀行	通帳記号番号	種別コード	契約種別コード	通 帳 記 号	の	通 帳 記 号(右2つで記入)
	フリガナ	166(新規) 22				
	口座名義人	[住所、アパート・マンション名] 〒				
	口座名義人 [住所]	[電話番号：自宅・会社・携帯・その他()]				

申込先口座番号：00420-8-960046	申込先加入者名：甲府市上下水道局
開始年月： 年 月	

注：「銀行等」又は「ゆうちょ銀行」のどちらかにご記入ください。(※「ゆうちょ銀行」をご利用の場合は自動払込み規定が適用されます。)

この依頼書に不備がありましたら不備理由に ○印をつけて、戻りには上下水道局に送附して ください。(※到着後5日以内に送附してください。)	振 替 金 庫 振 込 支 付 印 (受取印は別添)
振 替 金 庫 振 込 支 付 印 (受取印は別添)	振 替 金 庫 振 込 支 付 印 (受取印は別添)

付ルート：甲府市上下水道局 ⇒ 金融機関(支店・事務センター) ⇒ 甲府市上下水道局
〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話 055-228-3311(代表) 甲府市上下水道局
甲府市上下水道局ホームページアドレス <https://www.water.kofu.yamanashi.jp/>

甲府市上下水道局

出納帳

第 1 4 号様式その 1 の 2（第 1 9 条関係）（納入通知書）を次のように改める。

使用水量等のお知らせ

お客様番号

調定年月

使用期間

水道料金等のお支払いには
口座振替をご利用ください。

《口座振替取扱金融機関》

様

指 針 及 び 水 量	今 回 請 求 予 定 額
今 回 指 針	水 道 料 金
前 回 指 針	(うち消費税相当額(10%))
田メーター使用水量	下 水 道 使 用 料
	(うち消費税相当額(10%))
水道使用水量	請 求 予 定 額
下水道使用水量	
《参考》前 回 水 量	
前々回水量	
前年同期水量	
※通信欄	

※このお知らせにより料金をいただくことはありません。
※今回料金はご請求する予定額ですので、今後、変更になる場合があります。

甲府市上下水道局
水道事業会計 16800020001288

甲府市上下水道局サービスセンター
〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号
電話番号：055-228-3311 営業時間：午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)

検針員：
検針日： 年 月 日

第 1 4 号様式その 2（第 1 9 条関係）（口座振替新規）を次のように改める。

料 金 後 納
郵 便

郵便はがき

〒

様

使用水量等のお知らせ

給水先住所
(水道使用場所)

お客様名

種

お客様番号	
整理番号	
調定年月	
メーター番号	口径
指針及び水量	請求予定額
今回の指針	水道料金
前回の指針	(うち消費税相当額(10%))
田メーター使用水量	下水道使用料
	(うち消費税相当額(10%))
水道使用水量	請求予定額
下水道使用水量	
前回の水量	振替日
前々回水量	年 月 日
前年同期水量	

甲府市上下水道局
〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号
問い合わせ先：甲府市上下水道局サービスセンター
電話番号：055-228-3311
営業時間：午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)

発行日 年 月 日

※このお知らせにより料金をいただくことはありません。
※今回料金はご請求する予定額ですので、今後、変更になる場合があります。

甲府市上下水道局 水道事業会計 16800020001288

振替日 年 月 日 検針員

※振替口座を宛先に宛り振替していただきたくお願いいたします。

第14号様式その2の1（第19条関係）（口座振替）を次のように改める。

料金後納郵便

〒

郵便はがき

使用水量等のお知らせ

給水先住所
(水道使用場所)

お客様名

様

お客様番号			
整理番号			
測定年月	年	月	
メーター番号		口座	

指針及び水量		請求予定額	
今回指針	m	水道料金	円
前回指針	m	うち消費税相当額(10%)	円
計上使用水量	m	下水道使用料	円
水道使用水量	m	うち消費税相当額(10%)	円
下水道使用水量	m	請求予定額	円
前回水量	m		
前々回水量	m	振替日	年 月 日
前々回期水量	m		

※このお知らせにより料金をいただくことはありません。
※今回料金はご請求する予定額ですので、今後、変更になる場合があります。

甲府市上下水道局 水道事業会計 T8800020001288

検針日	検針員
令和 5年12月 7日	萩原利輝子

口座振替済のお知らせ

金融機関名		
支店名	*****	
口座番号	*****	種別 *****
口座名義	*****	
測定年月	年 月	
振替日	年 月 日	
振替金額	円	

ご指定の口座から振替させていただきました。

第14号様式その2の2（第19条関係）（納入通知書）を次のように改める。

料金後納郵便

〒

郵便はがき

使用水量等のお知らせ

給水先住所
(水道使用場所)

お客様名

様

お客様番号			
整理番号			
測定年月	年	月	
メーター番号		口座	

指針及び水量		請求予定額	
今回指針	m	水道料金	円
前回指針	m	うち消費税相当額(10%)	円
計上使用水量	m	下水道使用料	円
水道使用水量	m	うち消費税相当額(10%)	円
下水道使用水量	m	請求予定額	円
前回水量	m		
前々回水量	m		
前々回期水量	m		

※このお知らせにより料金をいただくことはありません。
※今回料金はご請求する予定額ですので、今後、変更になる場合があります。

甲府市上下水道局 水道事業会計 T8800020001288

検針日	検針員
年 月 日	

口座振替のご利用について

甲府市上下水道局では、事務の効率化を図るなど経費の節減に努めるとともに、口座振替による納付を推奨しています。
口座振替の推進にご理解とご協力をお願いいたします。

《申込み方法》
水道料金等のお支払い方法を口座振替にする場合は、
①《甲府市上下水道局 水道使用申込書》又は
②《甲府市上下水道局口座振替依頼書 兼 変更・解約届》
により申し込みができます。
①は水道の新規開栓時に配布しています。
②は給水区域内の金融機関の窓口にありますので各金融機関へお問い合わせください。

《振替日》
口座振替の振替日は、検針した月の翌月10日です。ただし、金融機関が休業日となる場合は、翌営業日が振替指定日になります。
《再振替》
振替日に残高不足で振替できなかった場合のみ、同月の26日に再振替をいたします。ただし、金融機関が休業日となる場合は、翌営業日が振替指定日になります。

第14号様式その2の3（第19条関係）（クレジット払い）を次のように改める。

料金後納郵便

〒

郵便はがき

給水先住所
(水道使用場所)

お客様名

使用水量等のお知らせ

お 知 ら せ

山梨県甲府市下石田二丁目23番1号
お問い合わせ先：甲府市上下水道局サービスセンター
電話番号：055-228-3311
営業時間：午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)

発行日 年 月 日

※詳細は所定の用紙に併せてから仰ぐはがしにてお知らせいたします。

お客様番号

整理番号

測定年月 年 月

メーター番号

口座

請求予定額

今期指針

前期指針

旧メーター使用水量

水道使用水量

下水道使用水量

前水量

前々回水量

前年同期水量

水道料金

うち消費税相当額(10%)

下水道使用料

うち消費税相当額(10%)

請求予定額

※このお知らせにより料金をいただくことはありません。
※今回料金はご請求する予定額です。今後、変更になる場合があります。

甲府市上下水道局 水道事業会計 T6800020001288

納付日 年 月 日

納付員

左記の水道料金等は、ご指定のクレジット払いとなります。

◎クレジットカード会社の規定により、クレジット払いができない場合があります。

◎「領収書」は発行いたしませんので、クレジットカード会社の利用明細書等でご確認ください。

第14号様式その3（第19条関係）（口座振替新規又は納入通知書）を次のように改める。

〒

年 月 日

係

(お客様番号)

使用水量等のお知らせ

年 月 請求予定分のご使用水量とご請求予定額をお知らせいたします。

お客様番号

給水先住所
(水道使用場所)

お客様名

メーター番号

測定年月 年 月

口座

請求予定額

今期指針

前期指針

旧メーター使用水量

水道使用水量

下水道使用水量

前水量

前々回水量

前年同期水量

水道料金

うち消費税相当額(10%)

下水道使用料

うち消費税相当額(10%)

請求予定額

※このお知らせにより料金をいただくことはありません。
※今回料金はご請求する予定額です。今後、変更になる場合があります。

甲府市上下水道局 水道事業会計 T6800020001288

発行日 年 月 日

納付員

【問い合わせ先】
甲府市上下水道局サービスセンター
〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号
電話番号：055-228-3311 営業時間：午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)

— 180 —

甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程

第2条 甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程（昭和28年11月管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第39号様式（その2の2）を次のように改める。

第39号様式（その2の2）

甲府市上下水道局水道料金等納入済通知書		口座番号 00420-8-960046 加入者名 甲府市上下水道局	
(お客様名) _____ 様			
お客様番号		水道料金(税込)	円
調定年月	年 月	下水道使用料(税込)	円
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	合計金額	円
納入期限	年 月 日		
CVS等収納用 収納代行 地銀ネットワークサービス(株)		発行日 年 月 日 領収日付印	
取りまとめ金融機関 山梨中央銀行青川支店 取りまとめ店 〒224-8794 ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター		発行日 年 月 日 納入期限 年 月 日	
130401-9999-001 (甲府市上下水道局・CVS等本部控)		(金融機関等・CVS等店鋪控)	

第39号様式（その3）を次のように改める。

第39号様式（その3）

料金後納 郵便		甲府市上下水道局水道料金等納入済通知書	
(お客様名) _____ 様		(お客様名) _____ 様	
お客様番号		お客様番号	
調定年月	年 月	調定年月	年 月
水道料金	円	水道料金	円
下水道使用料	円	下水道使用料	円
合計金額	円	合計金額	円
納入期限 年 月 日		納入期限 年 月 日	
CVS等収納用 収納代行 地銀ネットワークサービス(株)		収納代行 CVS	
発行日 年 月 日 領収日付印		発行日 年 月 日 領収日付印	
取りまとめ店 〒224-8794 ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター (甲府市上下水道局・CVS等本部控)		(金融機関等・CVS等店鋪控)	

第 3 9 号様式（その 4）を次のように改める。

第 3 9 号様式（その 4）

料金後納郵便

様

納入通知書
 甲府市上下水道局
 〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号
 問い合わせ先：甲府市上下水道局サービスセンター
 電話番号：055-228-3311
 営業時間：午前8時30分～午後5時15分
 （土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。）
 発行日 年 月 日

①から④まで記入してください。⑤まで記入しない場合は、⑥まで記入してください。
⑦～⑧のハザキが通っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

甲府市上下水道局水道料金等納入済通知書

様

お客様番号	年 月 外 件		
調定年月	年	月	外 件
水道料金	円	督促手数料	円
下水道使用料	円	合計金額	円

通信欄 <一読請求分>

CVS等収納用 収納代行 地銀ネットワークサービス（株）

納入期限	年 月 日
年 月 日	

取りまとめ店 〒224-8794 ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター（甲府市上下水道局・CVS等本拠地）

第 3 9 号様式（その 7）を次のように改める。

第 3 9 号様式（その 7）

料金後納郵便

様

納入通知書
 甲府市上下水道局
 〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号
 問い合わせ先：甲府市上下水道局サービスセンター
 電話番号：055-228-3311
 営業時間：午前8時30分～午後5時15分
 （土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。）
 発行日 年 月 日

①から④まで記入してください。⑤まで記入しない場合は、⑥まで記入してください。
⑦～⑧のハザキが通っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

甲府市上下水道局水道料金等納入済通知書 催告書

様

お客様番号	年 月 外 件		
調定年月	年	月	外 件
水道料金	円	督促手数料	円
下水道使用料	円	合計金額	円

通信欄

CVS等収納用 収納代行 地銀ネットワークサービス（株）

納入期限	年 月 日
年 月 日	

取りまとめ店 〒224-8794 ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター（甲府市上下水道局・CVS等本拠地）

甲府市上下水道局水道料金等納入通知書（原形）

様

お客様番号	年 月 外 件		
調定年月	年	月	外 件
使用水量	㎡	水道料金	円
下水道使用料	円	督促手数料	円
合計金額	円		

納入期限 年 月 日

甲府市上下水道局サービスセンター 電話番号：055-228-3311

収納代行 CVS

本票に領収日付がない場合、金額を訂正し、しるしは無効です

収入印紙不要

—182—

第39号様式（その7の1）を次のように改める。

第39号様式（その7の1）

料金後納
郵便

様

納入通知書

甲府市上下水道局
〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号
問い合わせ先：甲府市上下水道局サービスセンター
電話番号：055-228-3311
営業時間：午前9時30分～午後5時15分
（土・日曜日、休日、年末年始は除きます。）
発行日 年 月 日

甲府市上下水道局水道料金等納入済通知書 督促状

様

お客様番号	年 月		
測定年月	年 月	水道料金	円
下水道使用料	円	督促手数料	円
合計金額	円		

通信欄

C/S等収納用 収納代行 地銀ネットワークサービス（株）

納入期限

年 月 日

取りまとめ店
〒224-8794
ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター
（甲府市上下水道局・C/S専本窓口）

甲府市上下水道局水道料金等納入通知書（原付） 督促状

様

お客様番号	年 月		
測定年月	年 月	使用水量	㎡
水道料金	円	下水道使用料	円
うち消費税等	円	督促手数料	円
合計金額	円		

納入期限 年 月 日

甲府市上下水道局サービスセンター
電話番号：055-228-3311

甲府市上下水道局事務管理者
上記の金額を徴収しました。
甲府市上下水道局より集金納付
甲府市上下水道局に納入期限
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市上下水道局窓口（055-228-3311）
収納代行 C/S
本票に納付日付
印のないものは
金額が正しくない
ものは無効です
収入印紙不貼

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、
当分の間使用することができる。

甲府市上下水道局告示第 18 号

甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 49 年 12 月 23 日条例第 49 号）第 8 条の規定により、賦課対象区域を次のとおり定めたので公告する。

なお、関係図面は甲府市上下水道局工務部工務総室計画課において縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

負担区の名称	令和 7 年度賦課対象住所地番
市街化調整区域負担区	小瀬町 1 3 2 6－1、1 3 2 6－1 0、 1 3 2 5－1、1 3 2 3－1、1 3 2 1 －5、1 3 3 7－1、1 3 3 7－3、 1 3 3 8－3、1 3 3 7－5、1 3 3 8 －5、1 3 3 7－6、1 3 3 7－7、 1 3 3 7－8、1 3 3 8－2、1 3 3 9 －1、1 3 3 9－5、1 3 3 9－2、 1 3 3 9－3、1 3 5 2－2、 1 3 4 0、1 3 4 1 下積翠寺町 4 5 4、4 4 0
中道負担区	下曾根町 1 1 3 6－1

甲府市上下水道局告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので告示する。

令和7年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所

株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目8番27号

株式会社セイコーマート
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8

株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番の1

ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1

山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

株式会社ローソン
東京都品川区大崎1-11-2

株式会社山梨中央銀行
甲府市丸の内1丁目20番8号

地銀ネットワークサービス株式会社
東京都中央区日本橋本石町4-6-7 日本橋日銀通りビル5階

- 2 指定公金事務取扱者に納付させる歳入
水道料金等
- 3 指定日
令和7年4月1日

甲府市上下水道局告示第20号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年4月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 入札番号 | 委託－330010号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市公共下水道ストックマネジメント計画（第3期）策
定業務委託 |
| (3) 業務内容 | 特記仕様書による |
| (4) 履行期間 | 特記仕様書による |
| (5) 履行場所 | 特記仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市・甲府市上下水道局における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 入札参加資格の認定において業種が「建設コンサルタントー下水道部門」で登録されている者であること。
- (2) 仕様書に定める技術者を適正に配置できる者であること。
- (3) 同種又は類似業務の実績がある者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に国及び地方公共団体から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (9) 税の滞納がない者であること。（所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。）
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年4月23日（水）～令和7年5月2日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ（企業向け情報 入札情報）又は甲府市ホームページ（事業者向け情報入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和7年4月23日（水）～令和7年5月2日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
※ 郵送は不可
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和7年5月28日（水） 午後2時
- (2) 場所 甲府市上下水道局本庁舎3階大会議室
甲府市下石田二丁目23番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：納付（契約金額の 10 / 100）

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第 34 条第 1 項第 3 号に規定する、過去 2 年の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

なお、契約者に代わって自ら当該業務の完成を保証する資格及び能力を有する契約保証人を立てること。

(4) 説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第 2 1 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 7 年 4 月 2 3 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 1 1 0 0 0 1 号		
工事名	(更新－ 9) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市平瀬町地内（平瀬浄水場の南）		
工事概要	1	工事内容	H P P E φ 7 5 L = 1 7 2 . 0 m H P P E φ 5 0 L = 1 0 3 . 0 m 仕切弁． P E φ 5 0 2 基 消火栓 φ 7 5 1 基 空気弁 φ 2 0 1 基
	2	工期	令和 7 年 9 月 1 9 日まで
	3	予定価格 (税込み)	2 0 , 9 9 9 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 又は B
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1 件の工事請負額が、 1 , 0 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 2 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 （本案件に対し、技術者の工事实績

			は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年5月8日
	3	申請書受付開始日	令和7年4月23日
	4	申請書受付締切日	令和7年5月8日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和7年5月14日
	6	設計図書配付開始日	令和7年4月23日
	7	設計図書配付締切日	令和7年5月15日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和7年4月23日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和7年5月15日
	10	入札及び開札日時	令和7年5月21日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和7年5月16日 午後5時まで
	2	回答	令和7年5月19日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第 2 2 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 7 年 4 月 2 3 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 1 1 0 0 0 3 号		
工事名	(路 4 - 4) 路面復旧工事 (余フ)		
工事場所	甲府市国母一丁目地内外 2 箇所 (沼川橋の南西)		
工事概要	1	工事内容	施工延長 $L = 431.8 \text{ m}$ 幅員 $W = 1.35 \sim 6.10 \text{ m}$ 表層工 (再生密粒度 A S C 車道部 $t = 5 \text{ cm}$) $A = 1631 \text{ m}^2$ 表層工 (再生密粒度 A S C 歩道部 $t = 3 \text{ cm}$) $A = 153 \text{ m}^2$ 表層工 (再生密粒度 A S C 歩道部 $t = 5 \text{ cm}$) $A = 11 \text{ m}^2$ 不陸整正工 (粒調碎石 M-30) $A = 1795 \text{ m}^2$ 区画線工一式 付帯工一式
	2	工期	令和 7 年 1 0 月 8 日まで
	3	適用される余裕期間制度の方式の別及び工事開始日	方式: フレックス方式 工事開始日: 令和 7 年 5 月 2 2 日から令和 7 年 7 月 1 8 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 (税込み)	1 4, 4 4 3, 0 0 0 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用

	6	週休2日制適用工事		適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）700点以上	
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 ただし、1件の工事請負額が、700万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。	
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 （本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。）	
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年4月23日	
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年5月8日	
	3	申請書受付開始日	令和7年4月23日	
	4	申請書受付締切日	令和7年5月8日 午後3時まで	
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年5月14日	
	6	設計図書配付開始日	令和7年4月23日	
	7	設計図書配付締切日	令和7年5月15日	
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年4月23日	
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年5月15日	
	10	入札及び開札日時	令和7年5月21日 午前9時40分	
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載	
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書	
	3	契約時 （落札者のみ）	工事開始日設定通知書	

	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年5月16日 午後5時まで
	2	回答	令和7年5月19日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124		

甲府市上下水道局告示第 2 3 号

甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 4 9 年 1 2 月 2 3 日条例第 4 9 号）第 8 条の規定により、賦課対象区域を次のとおり定めたので公告する。

なお、関係図面は甲府市上下水道局工務部工務総室計画課において縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

負担区の名称	令和 7 年度賦課対象住所地番
西部負担区	西田町 3 6 9－1、3 6 9－7、3 6 9－3、 3 6 9－1 0、3 6 9－5、3 6 9－1 1
市街化調整区域負担区	青葉町 1 3 7 7－1 9、1 3 7 7－2 2、 1 3 7 7－2 1、1 3 7 7－2 5、1 3 7 7－ 2 6、1 3 7 7－2 3、1 3 7 7－2 0、 1 3 7 7－2 8、1 3 7 7－2 7、1 3 7 7－ 1 4 上今井町 1 3 9 7－1 4、1 6 2 6－1、 2 2 2 0－2 上町 5 5 4－7、3 9 4－1、3 9 4－4 川田町 7 5 2－3、7 5 1－1、7 5 1－3 里吉二丁目 3 9 5－8、3 9 5－3、5 4 9－ 1 0、5 4 9－1 1、5 4 9－2、5 8 8－ 6、5 4 9－1 2、5 8 8－1、5 8 8－1 4、5 8 8－1 7、5 8 8－2、5 8 8－1 5、5 8 8－1 8、5 8 8－3、5 8 8－1 9、5 8 8－5、5 8 8－2 0、5 8 8－1 0、5 4 9－7、5 8 8－7、5 8 8－8、 5 8 8－1 1、5 4 9－8、5 4 9－3、 5 4 9－1 3、5 4 9－5、5 4 9－1 4、 5 4 9－6、5 4 9－1 5 下小河原町 5－1、6、2 4－1、 下積翠寺町 4 8 6－1、4 8 6－2、 4 4 3－2 住吉本町 1 2 2 7－2、1 2 2 6－2、 1 2 2 3－2

	増坪町 8 1 2－4 蓬沢町 1 2 8 1－6 和戸町 5 0 3－5、5 0 3－6
中道負担区	右左口町 4 7 6－1 上曾根町 2 2 8 2－1 上向山町 9 8 1－1 1 下曾根町 4 8 5－1 8、1 1 9 9－1、4 3 5 －1、1 4 9 9－2、1 5 0 3－1、 1 9 8 9、1 9 9 1－1、1 9 9 4－1、 2 0 0 0、2 0 0 2 下向山町 8 4 4－1、1 6 3 0－5、1 6 3 0 －8 中畑町 5 6 6－1

任免辞令

(市長事務部局)

椎 名 佑 樹

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市長直轄組織危機管理室危機管理課

今 村 駿 介

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
総務部総務総室総務課主事を命ずる

古 屋 金 正

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
総務部総務総室総務課主事を命ずる
週 3 1 時間勤務を命ずる
任期は令和 8 年 3 月 3 1 日までとする

佐々木 俊 英

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
総務部総務総室 DX 推進課主任を命ずる

野 中 まゆみ

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
総務部人事管理室人材マネジメント課
主事を命ずる

松 田 琢 也

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
企画部財政経営室財政課主任を命ずる

小 泉 佳 弘

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部市民総室総務課主事を命ずる

松 橋 伶
杉 本 新 太

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部市民総室市民課主事を命ずる

平 山 結

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部市民総室市民課主事を命ずる
任期は令和10年 3月31日までとする

小 野 青 星

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部市民総室人権男女参画課主事を命ずる

奥 山 華 帆

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部税務管理室市民税課主事を命ずる

藤 原 宏 樹

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部税務管理室市民税課主任を命ずる

柳 本 奈 々

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部税務管理室市民税課主事を命ずる
任期は令和10年 3月31日までとする

清 水 夢 乃
佐 藤 裕 香

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部税務管理室資産税課主事を命ずる

土 井 敬 太
深 山 楓 月

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部税務管理室収納推進課主事を命ずる

名 取 大 成

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉部福祉総室指導監査課主事を命ずる

宮 下 天 真
石 原 陸
渡 辺 聖 奈

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉部福祉総室健康保険課主事を命ずる

石 倉 亮
宮 坂 元 樹

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉部福祉支援室生活福祉課主事を命ずる

渡 邊 梓
河 西 貴 浩

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉部福祉支援室生活福祉課主任を命ずる

功 刀 響 希
大 木 遥

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉部福祉支援室障がい福祉課主事を命ずる

技術職員に採用する
看護師を命ずる
福祉部福祉支援室障がい福祉課技師を命ずる
任期は令和10年 3月31日までとする

高 橋 淳 子

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉部福祉支援室長寿介護課主事を命ずる

中 野 杏 美
保 坂 結 哉
曾 根 真奈香

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
保健衛生部保健衛生総室地域保健課
主事を命ずる

前 島 奎 太

技術職員に採用する
保健師を命ずる
保健衛生部保健衛生総室地域保健課
技師を命ずる
任期は令和10年 3月31日までとする

町 田 和香奈

技術職員に採用する
保健師を命ずる
保健衛生部生活衛生室医務感染症課
技師を命ずる

小 尾 聖 也

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子育て支援課
主事を命ずる

清 水 大 晴
小宮山 葵

五 味 智恵美
天 川 勝 司

(各通)
事務職員に採用する
社会福祉士を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子育て支援課
主事を命ずる
週31時間勤務を命ずる
任期は令和10年 3月31日までとする

戸 田 心

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課
主事を命ずる

木 村 佳 永

事務職員に採用する
保育士を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課
主事を命ずる

守 屋 瑠 夏
山 本 千江子

(各通)
事務職員に採用する
保育士を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課
主事を命ずる
任期は令和10年 3月31日までとする

高 野 蘭 世

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室母子保健課
主事を命ずる
任期は令和10年 3月31日までとする

宮 下 泰 誠

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
環境部環境総室ごみ減量課主事を命ずる

神 保 摩智子

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
産業部商工観光室商工課主事を命ずる
任期は令和10年 3月31日までとする

澤 登 勇 哉

技術職員に採用する
土木職を命ずる
まちづくり部まち整備室都市整備課
技師を命ずる

岩 間 大 雅

技術職員に採用する
土木職を命ずる
まちづくり部まち整備室道路河川課
技師を命ずる

佐 藤 宰

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部呼吸器内科医師を命ずる

金 子 祐 太

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部消化器内科医師を命ずる

阿 部 萌 子

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部循環器内科医長を命ずる

中 村 傑

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部糖尿病・内分泌内科
医長を命ずる

本 間 濤

技術職員に採用する

医師を命ずる
市立甲府病院診療部外科医師を命ずる

中 田 祐 紀

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部外科科長を命ずる

岸 野 哲 平

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部整形外科医師を命ずる

横 山 俊一郎

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部形成外科医長を命ずる

石 井 結 子

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部耳鼻いんこう科
医師を命ずる

五 味 碧 海
興 水 佑 希
佐 藤 英 禎

(各通)
技術職員に採用する
臨床検査技師を命ずる
市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

岡 谷 一 樹

技術職員に採用する
臨床工学技士を命ずる
市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

田 上 いちご
今 村 歩 夢
川 口 奈 々
山 部 香 澄

(各通)
技術職員に採用する
看護師を命ずる

市立甲府病院看護部技師を命ずる

米 島 一 恵

技術職員に採用する
助産師を命ずる
市立甲府病院看護部主任を命ずる

深 澤 実 代

技術職員に採用する
看護師を命ずる
市立甲府病院看護部主任を命ずる

中 沢 健 人

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
教育委員会に出向させる

三 本 愛 夏
興 石 和 也

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
任期は令和10年 3月31日までとする
教育委員会に出向させる

権 守 広 大

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
選挙管理委員会事務局に出向させる

鈴 木 基 加

技術職員に採用する
農業職を命ずる
農業委員会事務局に出向させる

岡 功 人

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

大久保 尚 輝

技術職員に採用する
電気職を命ずる

甲府市上下水道局に出向させる

鷹 野 順 矢
久 保 悟 志

(各通)
技術職員に採用する
土木職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

以 上 発 令 日 令和 7 年 4 月 1 日

市立甲府病院 総合相談センター 看護支援室 主任 宮 下 くるみ
退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 7 年 4 月 1 6 日

まちづくり部 まち整備室 道路河川課 作業主任 荒 川 和 紀
退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 7 年 4 月 3 0 日

(教育委員会)

川 口 麻衣子

甲府市教育委員会委員に任命する

坂 本 貴 彦
岡 里 秀 和
田 邊 健

(各通)
事務職員に採用する
指導主事を命ずる
教育部教育総室学校教育課課長補佐を命ずる

以 上 発 令 日 令和 7 年 4 月 1 日